

# 揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案要綱

## 一 趣旨

この法律は、①揮発油税、地方道路税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税（以下「揮発油税等」という。）の税率の特例の廃止に関する措置を定め、及び②道路に関する費用の財源に充てることとされている税（以下「道路特定財源諸税」という。）の使途を限定しないこととする措置を講ずることにより道路特定財源諸税を一般財源化するとともに、③国の直轄事業に係る地方公共団体の負担金（四において「国直轄事業負担金」という。）を廃止する措置を講ずることにより、揮発油税等の税率の特例の廃止による地方公共団体の減収を補てんし、地方公共団体の一般財源を確保するための関係法律の一部改正等について定めるものとすること。(第1条関係)

## 二 挥発油税等の税率の特例の廃止に関する措置

### 1 挥発油税及び地方道路税の税率の特例の廃止

租税特別措置法第89条に定める揮発油税及び地方道路税の税率の特例については、平成20年3月31日限りこれを廃止するため、その期限を延長する措置を講じないものとすること。(第2条関係)

### 2 自動車重量税率の特例の廃止

租税特別措置法第90条の11に定める自動車重量税率の特例については、平成20年4月30日限りこれを廃止するため、その期限を延長する措置を講じないものとすること。(第3条関係)

### 3 自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例の廃止

地方税法附則第32条第2項に定める自動車取得税の税率の特例及び同法附則第32条の2に定める軽油引取税の税率の特例については、平成20年3月31日限りこれを廃止するため、その期限を延長する措置を講じないものとすること。(第4条関係)

### 三 道路特定財源諸税の一般財源化のための関係法律の一部改正等

#### 1 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部改正等

##### (1) 道路整備費の財源の特例の廃止

道路整備費の財源等の特例に関する法律（以下「道路整備費財源特例法」という。）第3条に定める道路整備費の財源の特例については、平成19年度限りこれを廃止するため、その期限を延長する措置を講じないものとすること。  
（第5条関係）

##### (2) 国の負担金の割合の特例等に係る改正

道路整備費財源特例法第4条に定める地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担金の割合又は補助金の率の特例については、平成20年度以降当分の間、これを存置するものとすること。

（第6条関係）

##### (3) 地方道路整備臨時交付金に係る改正

道路整備費財源特例法第5条に定める地方道路整備臨時交付金については、都道府県が管理する国道を対象に追加するとともに、上記二の1による揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえつつその交付限度額について従前の水準を維持するため、その額を揮発油税の収入額の予算額の4分の1から2分の1に改め、平成20年度以降当分の間、これを存置するものとすること。  
（第6条関係）

#### 2 地方道路税法その他の関係法律の一部改正

##### (1) 地方道路税法及び地方道路譲与税法の一部改正

① 地方道路税について、その課税目的を道路に関する費用に充てる財源に限定せずに地方に譲与するものとし、その名称を「地方揮発油税」に改めるものとすること。  
（第7条関係）

② 地方道路譲与税について、国は、地方への譲与に当たってはその使途に条件を付け又は制限してはならないものとするとともに、上記①に併せて、その名称を「地方揮発油譲与税」に改めるものとすること。

（第8条関係）

##### (2) 石油ガス譲与税法及び自動車重量譲与税法の一部改正

石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税について、国は、地方への譲与に当たってはその使途に条件を付け又は制限してはならないものとすること

と。 (第 9 条及び第 10 条関係)

(3) 地方税法の一部改正

道府県の目的税とされている自動車取得税及び軽油引取税について、その使途を道路に関する費用に限定する旨の規定を削除し、これを道府県の普通税の税目とすること。 (第 11 条関係)

3 その他の関係法律の一部改正

1 及び 2 の改正に伴い、国税収納金整理資金に関する法律及び特別会計に関する法律について、所要の規定整備を行うものとすること。

(第 12 条及び第 13 条関係)

#### 四 地方公共団体の一般財源を確保するための関係法律の一部改正

1 特別会計に関する法律の一部改正

(1) 国有林野事業特別会計に係る改正

国有林野事業特別会計の歳入から、国直轄事業負担金に係るものを削除するものとすること。 (第 14 条関係)

(2) 社会資本整備事業特別会計に係る改正

社会資本整備事業特別会計の次に掲げる勘定の歳入から、それぞれ国直轄事業負担金に係るものを削除するものとすること。 (第 14 条関係)

① 治水勘定

② 道路整備勘定

③ 港湾勘定

④ 空港整備勘定

2 道路法その他の関係法律の一部改正

次に掲げる法律の国直轄事業負担金に関する規定について、地方公共団体の負担金を廃止し全額国庫負担とするよう、必要な改正を行うものとすること。 (第 15 条から第 45 条まで関係)

(1) 道路法

(2) 道路の修繕に関する法律

(3) 高速自動車国道法

(4) 共同溝の整備等に関する特別措置法

(5) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律

- (6) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- (7) 森林法
- (8) 地すべり等防止法
- (9) 河川法
- (10) 砂防法
- (11) 特定多目的ダム法
- (12) 港湾法
- (13) 特定港湾施設整備特別措置法
- (14) 空港整備法
- (15) 土地改良法
- (16) 漁港漁場整備法
- (17) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (18) 土地区画整理法
- (19) 都市公園法
- (20) 海岸法
- (21) 自然公園法
- (22) 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律
- (23) 離島振興法
- (24) 奄美群島振興開発特別措置法
- (25) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法
- (26) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律
- (27) 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- (28) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- (29) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- (30) 沖縄振興特別措置法
- (31) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

## 五 その他

### 1 施行期日

この法律は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとすること。ただし、二及び三の 1 の(1)は、公布の日から施行するものとすること。

(附則第 1 項関係)

2 市町村に対する適切な配慮

当分の間、都道府県は、この法律に定める措置の実施が都道府県及び市町村の財政状況に与える影響にかんがみ、市町村が実施する道路整備に関する事業について、適切な配慮をするよう努めるものとすること。

(附則第 2 項関係)

3 経過措置及び関係法律の改正等

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置及び関係法律の整備並びに一に定める措置の実施に関し必要なその他の関係法律の改正等については、別に法律で定めるものとすること。

(附則第 3 項関係)